

2025.4 更新版

ひとり親家庭のために

(父または母が重度障害の家庭も対象となります)

児童扶養手当のしおり



児童扶養手当とは

ひとり親家庭の児童、または父若しくは母が国民年金法等による障害等級の
ほぼ1級程度の重度障害の状態にある家庭の児童の心身が健やかに成長するよ
うに、その家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童の父若しくは母、また
は、父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

(外国籍の方についても支給の対象となります。)

綾 部 市

1 対象となる児童及び請求者

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童（中程度以上の障害がある場合は20歳未満の児童）を監護している母若しくは父、または、父母に代わって児童を養育（児童と同居し、生計を同じくしていること）している人が請求者となります。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が政令で定める重度の障害（別表）の状態にある児童
- (4) 父または母の生死が明らかでない児童
- (5) 父または母から1年以上遺棄されている児童
- (6) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童（平成24年8月から）
- (7) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで出産した児童
- (9) 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

※監護：精神面等から児童の生活に種々配慮していること。同居・別居は問わない。

※遺棄：児童と同居せず扶養義務及び監護義務を全く放棄している状態。

ただし、上記の場合でも、次のいずれかにあてはまるときは、手当は受給できません。

- (1) 父若しくは母、養育者または児童が日本に住んでいないとき
- (2) 児童が里親に委託されているとき
- (3) 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、ショートステイを除く）に入所しているとき
- (4) 母子家庭の場合、手当の支給要件に該当するようになった日から起算して、平成15年4月1日時点において5年を経過しているとき（平成10年4月1日以前に支給要件に該当した方は請求できません。）

2 認定・支給の方法

提出された請求の書類を審査し、市長が認定します。

認定されると請求された月の翌月分から手当が支給されます。

支払いは、1月、3月、5月、7月、9月、11月に各2か月分（例えば5月は3、4月分）が請求者の指定された金融機関の口座に振り込まれます。

（通常各月11日。なお、11日が土、日、祝日にあたるときはその直前の金融機関の営業日となります。）

《ご注意》口座は、申請者名義のものに限られます。

3 請求先・認定機関

綾部市役所 健康こども部 子育て支援課 子育て担当

5 手当額（月額）

＜令和7年4月1日現在＞

	支給対象児童1人	支給対象児童2人目以降
全部支給の場合	46,690 円	児童一人につき、11,030 円加算
一部支給の場合	46,680 円～11,010 円	児童一人につき、 11,020 円～5,520 円加算

※手当額は、物価指数の変動により改定される場合があります。

《ご注意》

所得が未申告のままでは支給できません。（重要）

○一部支給額の計算方法（令和7年4月1日現在）

1人目 手当月額＝46,680 円－〔（受給者の所得額－全部支給の所得制限限度額）×0.0256619〕

2人目以降 手当月額＝11,020 円－〔（受給者の所得額－全部支給の所得制限限度額）×0.0039568〕

6 受給後の手続きについて

次のような場合は、市役所に届け出てください。

毎年8月以降引き続き、手当を受ける資格を延長するとき

..... 現 況 届

手当を認定されている方（支給停止になっている方も含みます。）は、毎年8月1日から8月31日までに現況届を添付書類や証書とともに、子育て支援課に提出してください。

添付書類は、手当を受給している理由により異なるため、詳しくは子育て支援課でお尋ねください。

この届によって手当を引き続き受けられる資格があるかどうか審査し、この手当を引き続き受けられる場合には、新たに証書が交付されます。

この届は手当を引き続き受けられるためには絶対に必要なものですから、必ず提出してください。
届け出がないと、手当を受けることができません。

また、遅れて出されると、手当の受け取りが遅れます。

《ご注意》

現況届を2年間続けて出さないままにしておくと、手当を受ける資格がなくなります。

また、所得制限により手当の支給が制限・停止になっている人が現況届を2年度分続けて出さない場合も同じように手当を受ける資格がなくなります。

氏名・支払金融機関を変えたとき

..... 氏名変更・支払金融機関変更届

あなたや児童の氏名が変わったとき、または支払金融機関を変えたときには、子育て支援課に届けてください。（マイナンバーの再発行等により、個人番号に変更があった場合も、届け出が必要です。）
《ご注意》

特に、支払金融機関を変えるとき（支店統廃合による口座番号の変更を含む。）や氏名変更により口座名義を変えたときに届け出をしないと手当を受けることができませんので、注意してください。

手当を受ける資格がなくなったとき 資格喪失届

手当を受ける資格がなくなる場合の主な例は次のとおりですので、このような場合には、資格喪失届を子育て支援課に提出してください。（児童が18歳年度末に到達したときも資格喪失となりますが、この場合は届け出の必要はありません。）

- （1）受給者が婚姻したとき（婚姻届を出していないが、事実上生活を共にしている場合や住民票で婚姻関係と同様の状態と判断できる場合などを含みます。）
- （2）受給者が児童を監護（養育）しなくなったとき
- （3）児童が受給者以外の父または母と同居するようになったとき
- （4）児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、ショートステイを除く。）に入所したとき
- （5）受給者または児童が日本に住まなくなったとき
- （6）受給者または児童が死亡したとき
- （7）遺棄の状態でなくなったとき（支給事由が「遺棄」の場合のみ）
- （8）父または母の拘禁が終了したとき（支給事由が「拘禁」の場合のみ）
- （9）児童が婚姻したとき（婚姻により成人とみなされ児童でなくなります。）
- （10）その他手当を受ける資格がなくなったとき

《ご注意》

届け出をしないままに手当を受けていますと、受ける資格がなくなった月の翌月から過払いとなり、その期間受け取った手当全額を後で返していただくことになります。

年金や遺族補償を受けるようになったとき・・公的年金給付等受給状況届

- （1）受給者が遺族年金、老齢年金、障害年金などの公的年金を受けることができるようになったとき（年金を申請した時も必ず届け出てください。）
- （2）児童が父または母の死亡により支給される公的年金、遺族補償を受けることができるようになったとき

住所が変わるとき 住所変更届

(1) 他市町村に住所が変わるとき（転出）

- ① 綾部市に住所変更届（転出用）を提出し、
- ② 転出先で住所変更届（転入用）を提出してください。

これまでの手当を受ける資格がそのままであれば、引き続き手当を受けられます。

(2) 綾部市内で住所が変わるとき（転居）

住所変更届や賃貸契約書の写しなどを提出してください。

《ご注意》

届け出をしないまま手当を受けていますと、受けていた手当を後で返していただく場合があります。

転居先で婚姻などの予定がある場合は、資格喪失届を提出してください。

養育する児童の人数が増減するとき

..... 額改定請求書又は減額改定届

監護（養育）する児童が増えたとき、減ったときは、子育て支援課に届け出てください。

監護（養育）する児童がいなくなったときや手当を受ける資格がなくなったときは、資格喪失届を提出してください。

《ご注意》

出生や引き取りにより監護（養育）する児童が増えたときは届け出の翌月から手当額が増額になります。また、反対にあなたが児童を監護（養育）しなくなり、監護（養育）する児童が減ったときには、その事由が発生した翌月から手当額が減額になります。

あなたが所得の高い扶養義務者と同居するようになったとき、
または所得の高い扶養義務者と別居するようになったとき

..... 所得状況の変更届

《ご注意》

所得の高い扶養義務者と同居するようになった月または別居するようになった月の翌月から、手当の支給が停止になる場合や支給停止が解除となる場合があります。

住所変更の際は、手続きを忘れないようにしてください。

有期認定期間の期限が切れるとき……………障害状況届等

- (1) あなた、または児童が外国籍で在留期限がある場合
- (2) 父または母・児童（１８歳以上）が障害を理由に手当を受けている場合
所定の手続きをしてください。

父または母・児童（１８歳以上）が障害を理由に手当を受けている場合は、診断書等を提出して引き続き手当を受けられるか、判定・審査が必要となります。

《ご注意》

提出期限（有期認定期間の終期）までに届を出さないと、再認定されても請求の翌月からの手当の受け取りとなり、手当の一部が受け取れない場合があります。

証書をなくしたとき……………証書亡失届

証書をなくしたり、破ったり、汚したときにはこの届を子育て支援課に出してください。後日、新しい証書をお渡しします。現況届をはじめいろいろな届を出すときには、証書が必ず必要です。証書をなくしたときには、この届を出してください。

その他

障害の状態にある児童が１８歳の年度末を過ぎるときに下記の障害の状態にある場合は、引き続き２０歳未満まで手当を受けることができます。詳しくは子育て支援課にお尋ねください。

- (1) この手当を受けている途中で、児童が中程度以上の障害の状態になった場合
- (2) すでに特別児童扶養手当を受けている場合

災害により住宅等に損害を受けたときは所得の支給制限の特例を受けられる場合がありますので、子育て支援課にお尋ねください。被災から１４日以内に届け出の必要があります。

7 受給開始後の手当額の減額について

手当の支給開始月の初日から起算して５年、または手当の支給要件に該当することになった日の属する月の初日から起算して７年を経過したときには、手当額が減額されます。

ただし、次のような要件に当てはまる場合には手当は減額されません。

- ・働いている（アルバイト可） ・就職活動中 ・身体または精神に障害がある ・病気やケガで働けない
- ・子どもや家族の介護で働けない

減額の対象者には通知を行います。「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」と雇用証明書等の添付書類の提出があれば、減額はされません。

父または母の障害について

父または母の障害とは、以下に該当する場合をいいます。

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視または介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

備考：視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

お問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市役所 健康こども部 子育て支援課 子育て担当

TEL (直通) 42-4252

(代表) 42-3280

- ◇ 証書は児童扶養手当を受ける資格があることを証する書類ですから必ず受領し大切に保管してください。証書を他人に譲り渡したり、質に入れたりすることはできません。
- ◇ 偽り、その他不正の手段により手当を受けた者は、児童扶養手当法第35条の規定により、罰せられることがあります。